

# 匿名データ・オーダーメイド集計及びオンサイト利用の利用要件等について

## ①匿名データ・オーダーメイド集計の利用要件等について

匿名データ及びオーダーメイド集計の利用要件等について、統計法上の取扱いを以下のとおり変更することとしたらどうか。

- ① 匿名データ又はオーダーメイド集計について、提供又は委託に応じる範囲を「学術研究の発展に資すると認める場合等」から「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保に資すると認める場合」に改める。
- ② 匿名データを用いて作成した統計等やオーダーメイド集計を用いた成果を調査実施者である行政機関等に報告させること及びこの報告を行政機関等は公表することを規定する。
- ③ 匿名データの利用目的は、統計の作成及び統計的研究であることを規定する。

### ●「公益性」に関する意見

- ・統計制度の維持のため最も重要なことは、公的機関が行なう統計調査に対する国民の信頼確保
- ・このため、調査票情報の二次利用制度の利用については、公益性が必要
- ・公益性の捉え方には幅がある
- ・統計法の目的との関係を考えるべき



- ・被調査者には、統計調査への協力は社会全体の利益(公益)に貢献するものとの認識があり、統計調査に対する信頼確保上これを尊重することが重要だが、何が公益に資するものなのかには幅がある。
- ・二次利用制度は、同種調査の実施抑制、被調査者の負担軽減、事前に想定されなかった有用な統計の作成等に寄与するため認められているもの



二次利用制度が認められている考え方は、統計法第1条に法の直接的な目的として規定されている「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保」につながるもの

### ●「統計調査に対する国民の信頼の確保」に関する意見①

利用結果の公表は、統計調査に対する国民の信頼の確保のための1つの方法



- ・二次利用制度により、調査票情報が当初目的以外の目的でどのように利用されているかを国民に示すことは、統計調査に対する国民の信頼の確保に寄与するものであり、かつ、利用結果の社会還元にもつながるもの



匿名データ等の利用結果(成果)の調査実施者(行政機関等)への報告及び当該報告の調査実施者による公表が必要

### ●「統計調査に対する国民の信頼の確保」に関する意見②

二次利用制度により行ってはいけないことを明確に規定すべき



- ・個別データを分析し個々の被調査者の行動等の把握につながるような利用方法は、統計調査に対する国民の信頼を損なう行為



現在、利用目的が統計法上明記されていない匿名データについて、統計の作成及び統計的研究が利用目的であることを明記

## ②オンサイト利用の利用要件等について

オンサイト利用の利用要件等について、統計法上の取扱いを以下のとおりとすることとしたらどうか。

- ① 提供できる場合は「**オンサイト施設内で学術研究の発展に資すると認める統計の作成等を行う場合**」とする。
- ② オンサイト施設内で**提供された調査票情報を用いて作成した統計等を調査実施者である行政機関等に報告**させること及びこの**報告を行政機関等は公表**することを規定する。

### ●「オンサイト利用」に関する意見

- ・オンサイト利用について、誰がどういう目的で使うのかを整理する必要がある。
- ・オンサイト利用について、守秘義務や情報セキュリティ対策に十分配慮すれば、オンサイト利用において提供可能なデータの種別は増える。
- ・ユーザーニーズが多い事業所・企業に係るデータも提供できるようになることが重要である。



### 利用要件

- ・**高度な情報安全性を備えたオンサイト施設内で調査票情報を提供**（閲覧）させる形態であるため、統計調査に対する国民の信頼の確保の点で、**従来の「調査票情報の提供」（統計法第33条第2号に基く提供）における高度な公益性まで求める必要はない**と考えられる。
- ・個別データを分析し個々の被調査者の行動等を把握につながるような利用方法は、統計調査に対する国民の信頼を損なう行為であり認められない（匿名データ及びオーダーメード集計と同じ）。
  - ①オンサイト施設内での利用で「**学術研究の発展に資すると認める場合**」
  - ②オンサイト利用の**利用目的は、統計の作成等（統計の作成及び統計的研究）**であることを明記

### オンサイト利用の利用結果の報告・公表

（匿名データ及びオーダーメード集計と同じ）。